

第 29 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 31 年 2 月 26 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局



## 第 29 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

### 目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員離職の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第 1 号議案の審議の宣告及び採決	7
監査委員のあいさつ	7
第 2 号議案の審議の宣告	8
事務局長の議案概要説明	8
第 2 号議案の質疑、討論、採決	9
第 3 号議案の審議の宣告	9
事務局長の議案概要説明	9
第 3 号議案の質疑、討論、採決	11
第 4 号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	11
第 4 号議案の質疑、討論、採決	12
第 5 号議案の審議の宣告	12
事務局長の議案概要説明	13
第 5 号議案の質疑、討論、採決	13
第 6 号議案の審議の宣告	14
事務局長の議案概要説明	14
第 6 号議案の質疑、討論、採決	15
第 7 号議案の審議の宣告	16
事務局長の議案概要説明	16
第 7 号議案の質疑、討論、採決	19
広域連合長の閉会挨拶	20
閉会の宣告	20

資 料

議案の送付について .....	21
議決一覧 .....	22

## 招 集 告 示

### 高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成31年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第29回定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月12日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

### 記

- 1 日 時 平成31年2月26日（火）  
午後2時00分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35  
高知県自治会館  
2階 研修室

---

### 議 員 席 次

1番	板原 啓文 君	2番	松延 宏幸 君	3番	和田 知士 君
4番	宮崎 努 君	5番	山中 昭 君	6番	高木 妙 君
7番	村田 秀作 君	8番	佐藤 徳治 君	9番	川村 雅士 君
10番					

---

## 議事日程

平成31年2月26日 午後2時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の提案理由説明
- 第4 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第5 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7 第4号議案 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第8 第5号議案 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第9 第6号議案 平成31年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10 第7号議案 平成31年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

出席議員

1番 板原 啓文 君      2番 松延 宏幸 君      4番 宮崎 努 君  
5番 山中 昭 君      6番 高木 妙 君      7番 村田 秀作 君  
8番 佐藤 徳治 君      9番 川村 雅士 君

---

欠席議員

3番 和田 知士 君

---

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君  
代表監査委員 吉本 雅史 君  
会計管理者 池内 千枝 君  
事務局長 山下 正雄 君

---

議会事務局職員出席者

事務局次長 岡 英祐 君  
書記 小山 恵里 君      山脇 智也 君      横田 未来 君

---

広域連合事務局職員出席者

事業課長 大原 章 君  
事業課課長補佐 谷田 達哉 君      中西 宏文 君      山本 美佐 君

◎開会の宣告

- 議長（高木妙君） これより平成31年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第29回定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

午後2時00分 開会

---

◎欠席議員の報告

- 議長（高木妙君） 最初に、欠席議員の報告を行います。  
和田知士議員から、本日欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。
- 

◎議員離職の報告

- 議長（高木妙君） 次に、議員の離職の報告であります。  
橋本保議員が本年2月10日に任期満了となり、現在選挙中であることをご報告いたします。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（高木妙君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） ご異議ないものと、認めます。  
よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（高木妙君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。  
会議録署名議員は、4番宮崎努議員、8番佐藤徳治議員のお二人の方をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（高木妙君） 日程第2、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月26日の1日間といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定をいたしました。

---

#### ◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（高木妙君） 日程第3、提出議案の提案理由説明に入ります。

第1号議案から第7号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（高木妙君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、第29回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、国の動向を含め、後期高齢者医療制度に関連する現況等について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、国の予算措置で実施されてきました従前の保険料の軽減特例措置については、世代間の負担の公平を図る観点等から、平成29年度より段階的に、法令の本則に定められている制度に戻されているところです。

平成31年度には、10月からの消費税率引上げ時に行われる「年金生活者支援給付金」の支給等の開始に合わせて、保険料の9割及び8.5割の軽減策を、本則に定める7割軽減に戻す見直しが行われることとなりました。

国においては、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、誰もがより長く元気で活躍できるように、医療保険者としても健康寿命の延伸に積極的に取り組んでいくことを強く求めておりますので、医療費の適正化の観点からも、予防・健康づくり事業の推進が一層重要になります。

こうした状況を踏まえ、国は昨年12月に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に関する有識者会議の報告書を取りまとめ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に実施するための枠組みを作るとともに、平成32年度からの本格実施を念頭に関係法令の改正を進めていく見通しです。

このため、当広域連合におきましても、平成31年度から先行して、市町村が実施する健康増進に関する事業への補助を実施していくための経費を当初予算案に計上しております。

本県においては、今年度から先進的な取り組みとして、「服薬適正化事業」を始めるなど、引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、保健事業実施計画に基づく健康診査や、生活習慣病の重症化予防等の保健事業の充実を図り、被保険者の方々が健康で過ごされ、安心して必要な医療を適切に受けられる取り組みを推進してまいります。

それでは、以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、人事議案 1 件、条例議案 2 件、予算議案 4 件であります。

まず、第 1 号議案高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意につきましては、当広域連合規約第 16 条の規定に基づき、これまで監査委員をお務めいただきました橋本保議員が、今年 2 月 10 日をもちまして任期満了となられましたので、新たに川村雅士議員を選任することについて、ご同意を求めるものであります。

川村雅士議員は、土佐町議会議員として 10 期目を務められており、現在は土佐町議会議長として、また、高知県町村議会議長会の会長としてご活躍されており、卓越した識見を有し、監査委員として適任であると考えます。

第 2 号議案につきましては、国家公務員において、人事院規則で超過勤務命令を行うことができる上限の設定等に係る規定が新たに定められることに伴い、地方公務員法第 24 条第 4 項における「均衡の原則」により、当広域連合の関連する条例を改正するものです。

第 3 号議案につきましては、保険料軽減特例の見直しについて改正を行うとともに、保険料の被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の改正を行うものです。

第 4 号議案の平成 30 年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、総額を 5,440 万 9 千円とするものです。

第 5 号議案の平成 30 年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 4,194 万 3 千円を増額し、総額を 1,427 億 4,433 万 1 千円とするものです。

第 6 号議案の平成 31 年度一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連する予算編成であり、当初予算規模は対前年度当初比で 752 万 5 千円増の 6,049 万 8 千円となっております。

第 7 号議案の平成 31 年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付に関連する予算編成であり、当初予算規模は、対前年度当初比で 34 億 3,400 万円増の 1,429 億 7,200 万円となっております。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なお決定をお願いいたします。

以上です。

---

午後 2 時 8 分

### ◎休憩の宣告

○議長（高木妙君） 暫時、休憩といたします。

---

午後 2 時 9 分

◎再開の宣告

○議長（高木妙君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎第1号議案の審議の宣告及び採決

これより、日程第4、第1号議案「高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について」を議題といたします。

本議題は、議会選出の監査委員でありました、橋本保議員が本年2月10日に任期満了により、議員を離職されましたことに伴いまして、新たな監査委員の選任を行うものです。

書記の朗読は省略いたします。議員選出の監査委員につきましては、川村雅士議員を選出することに、同意を求めるものであります。

○議長（高木妙君） お諮りいたします。

第1号議案につきましては、提案理由の説明は省略し、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） ご異議ないものと認めます。

よって、第1号議案につきましては、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって第1号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

---

午後2時10分

◎休憩の宣告

○議長（高木妙君） 暫時、休憩といたします。

---

午後2時11分

◎再開の宣告

○議長（高木妙君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎監査委員のあいさつ

○議長（高木妙君） ただいま選任されました、川村監査委員のご挨拶があります。

○監査委員（川村雅士君） ただいま、監査委員として選任を賜りました川村雅士でございます。

後期高齢者医療制度は、高齢者が対象であること、また予算額が大変大きく制度が複雑であり、監査委員としての職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

これから、当広域連合の公正で効率的な運営のため、職責を果たして参りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

---

#### ◎第2号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第5、第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第2号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」についてご説明いたします。

議案及び説明書の3ページ及び、定例会説明資料の1ページをお願いします。

これは、国家公務員において、人事院規則で超過勤務命令を行うことができる上限の設定等に係る規定が新たに定められることに伴い、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、当広域連合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものです。

定例会説明資料の2ページが、今回の条例改正の新旧対照表になっていますので、そちらの方で説明させていただきます。

左側が改正案、右側が現在の条文で、改正する部分を下線で示しています。

改正内容としましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を定めるため、第8条について新たに第3項で規則の規定を設けるものです。

「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」についての説明は、以上です。

---

◎第2号議案の質疑、討論、採決

- 議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

- 議長（高木妙君） つづきまして、第2号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

第2号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（高木妙君） 挙手全員であります。  
よって、第2号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。
- 

◎第3号議案の審議の宣告

- 議長（高木妙君） 日程第6、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。  
書記の朗読は省略いたします。
- 

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

- 議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第3号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」についてご説明いたします。

議案及び説明書の4ページ及び、定例会説明資料の3ページをお願いします。

この議案は、保険料の軽減特例についての見直しと、所得の少ない被保険者に対する保険料均等割の軽減対象者の拡大について、改正を行うものです。

定例会説明資料3ページのIに記載の、保険料軽減特例については、国の予算措置により低所得者に対する保険料軽減の上乗せが行われてきましたが、世代間の負担の公平を図る観点などから、31年10月の消費税率引き上げ時に行われる年金生活者支援給付金の支給等の開始に合わせて、9割軽減及び8.5割軽減を本則の7割軽減に戻すこととされました。また、IIに記載の軽減対象者の拡大については、均等割の5割軽減及び2割軽減となる対象者を拡大するものです。

定例会説明資料の6ページ以降が、今回の改正の新旧対照表になっていますので、そちらの方で説明させていただきます。

左側が改正案、右側が現在の条文で、改正する部分を下線で示しています。

まず、6ページの第15条では、保険料の減額について定めています。第1項第1号で本則の7割軽減について規定しており、第1号の2の規定により2割分の軽減を上乗せして9割軽減としていましたが、この第1号の2を削除して、本則の7割軽減に戻します。

ただし、平成31年度及び32年度については、軽減特例が一部残りますので、その算定基準は、後ほどご説明する附則において規定します。

7ページをお願いします。

第15条第1項第2号及び第3号は、政令の一部改正に合わせ、被保険者均等割の軽減のうち、5割軽減及び2割軽減対象者の所得判定基準を引き上げ、対象者を拡大するものです。軽減判定のための所得基準額を、5割軽減については、第2号中の下線部分の世帯の被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減については、第3号中の世帯の被保険者数に乗ずる50万円を51万円に引き上げる改正となります。

8ページをお願いします。

中段から下の附則第16条ですが、当分の間としていた9割及び8.5割の軽減特例を平成30年度までとするものです。

9ページをお願いします。

附則第22条ですが、平成31年度の保険料算定の基準について、新設する附則第24条を適用することに改正するものです。その附則第24条ですが、平成31年度における保険料の軽減特例について、第1項では9割軽減の基準に該当する方は31年度に限り8割軽減とし、第2項では8.5割軽減の方は31年度も20分の17、言い換えると8.5割軽減とするものです。

10ページをお願いします。

附則第25条及び第26条では、平成32年度における保険料軽減について、8.5割軽減の基準に該当する方は32年度に限り40分の31、言い換えると7.75割軽減とするものです。

「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」についての説明は、以上です。

---

◎第3号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第3号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

◎第4号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第7、第4号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

---

◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） では、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第4号議案、「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の7ページをお願いします。

この補正予算は、第1条のとおり、歳入・歳出それぞれ100万円を減額し、5,440万9千円とするものです。

16ページをお願いします。

まず、歳出ですが、19節 負担金、補助及び交付金の100万円の減額は、総務課職員人件費が当初予算より少なくなる見込みとなったため、派遣元市町村への負担金を減額するものでございます。歳入に関しましては、市町村負担金、財政調整基金繰入金など歳出と同額の減額補正となります。

「平成30年度一般会計補正予算」についての説明は、以上です。

---

#### ◎第4号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君）説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第4号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第4号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

#### ◎第5号議案の審議の宣告

- 議長（高木妙君） 日程第8、第5号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を審議いたします。  
書記の朗読は、省略いたします。
- 

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

- 議長（高木妙君） 山下事務局長。

- 事務局長（山下正雄君） 第5号議案、「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の17ページをお願いします。

この補正予算は、第1条のとおり、歳入・歳出それぞれ3億4,194万3千円を増額し、1,427億4,433万1千円とするものです。

補正内容につきましては、28ページをお願いします。

まず、歳出についてご説明いたします。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費について、システム機器更改費の契約額の決定に伴い、13節 委託料を3,951万1千円と18節 備品購入費を1億2,754万6千円それぞれ減額し、また、事業課職員人件費が当初予算より少なくなる見込みとなったため、19節 負担金、補助及び交付金の派遣元市町村への負担金を、100万円減額するものです。

次に29ページをお願いします。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 療養給付費について、医療給付費の見込額の増加に伴い、療養給付費の増額により5億1,000万円増額するものです。歳入に関しましては、市町村事務費負担金、定率市町村負担金、定率国庫負担金、定率県負担金、後期高齢者交付金、事業運営基金繰入金をそれぞれ補正し、総額で歳出と同額の増額補正となります。

「平成30年度特別会計補正予算」についての説明は、以上です。

---

◎第5号議案の質疑、討論、採決

- 議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第5号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。  
これより、第5号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を採決いたします。  
第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。  
よって、第5号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

#### ◎第6号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第9、第6号議案「平成31年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を審議いたします。  
書記の朗読は、省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第6号議案、「平成31年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。  
議案及び説明書の31ページをお願いします。  
平成31年度の一般会計の当初予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ6,049万8千円で、今年度より752万5千円の増額となっています。また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1千万円としています。予算総額が30年度に比べ増額となった主な理由は、平成31年度に完成する県の保健衛生総合庁舎に、事務局を移転す

るための経費が必要となり、増額となったものです。

41 ページをお願いします。

歳出について主なものをご説明いたします。1 款、1 項、1 目 議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、85 万 9 千円を計上しています。

42 ページをお願いします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費は、事務局の総務部門を運営する経費であり、主なものとして 12 節 役務費は、事務所移転に伴うシステム工事費用など 129 万円、42 ページから 43 ページにかけての 13 節 委託料は、事務所移転業務委託料など 493 万 7 千円、また 18 節 備品購入費は職員の端末購入費用 355 万 5 千円のほか、44 ページの 19 節 負担金、補助及び交付金のうち、事務局長及び総務課職員合わせて 5 名分の、派遣元である県や市町村への人件費負担金が 3,500 万円となっています。

続きまして歳入ですが、ページを戻っていただいて 37 ページをお願いします。

歳入につきましては、そのほとんどを占めている 1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費をはじめとした一般管理費や議会費を賄うための市町村からの負担金で 5,948 万 9 千円を計上しています。

「平成 31 年度一般会計予算」についての説明は、以上です。

---

### ◎第 6 号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第 6 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第 6 号議案「平成 31 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

第 6 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 6 号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

### ◎第 7 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第 10、第 7 号議案「平成 31 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） では、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 7 号議案、「平成 31 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の 51 ページをお願いします。

まず、歳入歳出の総額は、第 1 条のとおり、1,429 億 7,200 万円で、対前年度比 2.46%、34 億 3,400 万円の増額となっています。また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金  
の限度額は 30 億円としています。

それでは、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。

65 ページをお願いします。

まず、歳出ですが、1 款 総務費につきましては、被保険者の資格管理、保険料賦課、保険給付などの事務的経費で、3 億 7,429 万 6 千円を計上しています。主なものとし  
まして、右端の説明の欄を見ていただきますと、12 節 役務費は、被保険者への高額療養費などの支給決定通知の通信運搬費として、1,553 万 4 千円、医療費通知郵送料として、3,164 万円、また、レセプト点検に必要なレセプトの画像処理の手数料として、1,643 万 2 千円、交通事故など第三者行為によって発生した医療費の求償事務に要する国保連  
合会への手数料として 1,845 万 5 千円など、8,234 万 3 千円を計上しています。

66 ページをお願いします。

13 節 委託料は、被保険者の資格管理や保険料の賦課などの事務に使用している電算  
処理システムの運用等委託料を 2,889 万 3 千円、電算処理システムに使用している機器  
などの保守等委託料を 1,299 万 9 千円、また、レセプト点検等委託料は、医療機関から  
の診療報酬の請求内容や被保険者資格が適正かどうかの点検や、国の特別調整交付金の  
申請のために必要な結核・精神に係る該当レセプトの把握と抽出のための委託料で  
4,399 万円、後発医薬品利用差額通知業務等委託料を 1,425 万 6 千円など、1 億 4,892  
万 7 千円を計上しています。

68 ページをお願いします。

19 節 負担金、補助金及び交付金は、事業課の職員 15 名の派遣職員人件費負担金を、9,750 万円計上しています。また、重複・頻回受診者訪問指導業務補助金には、49 万 1 千円を計上していますが、これは、市町村が実施する対象者への訪問指導に対して、補助金を交付するものです。次の制度改正周知広報補助金は、60 万円を計上しており、保険料軽減特例の見直しなどに関する周知に必要な経費について、各市町村に補助金を交付するものです。中間サーバー運営保険者負担金は、平成 29 年 7 月から始まりましたマイナンバー情報連携に伴う中間サーバーの運営に係る保険者負担金として、1,053 万円を計上しています。

69 ページをお願いします。

2 款 保険給付費、1 項 療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払う療養給付費や、柔道整復、コルセットなどの現金給付のための療養費、国保連合会への審査支払手数料などで、前年度と比べ 39 億 7,735 万 3 千円増となる 1,353 億 68 万 6 千円を計上しています。

70 ページをお願いします。

2 項、1 目の高額療養費につきましては、1 ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分についての支給や、平成 30 年度から一般所得者区分の外來診療に関して年間の限度額を超えた分についての支給を行っており、これを合わせて 66 億 4,660 万円を計上しています。

2 目 高額介護合算療養費は、後期高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定の限度額を超えた部分について支給するもので、1 億 4,079 万 4 千円を計上しています。

3 項、その他医療給付費のうち、1 目の葬祭費は、1 件あたり 3 万円の支給をしまして、2 億 2,704 万円を計上しています。

2 目、その他医療給付費は、災害等により所得が減少となった方に対して、一部負担金を減免した場合の一部負担金相当分について、88 万 6 千円を計上しています。

71 ページをお願いします。

3 款、1 項のうち、1 目の特別高額医療費共同事業拠出金 7,008 万 2 千円につきましては、1 件 400 万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施している全国の広域連合が共同で負担する仕組みである特別高額医療費共同事業に対する拠出金です。

72 ページをお願いします。

4 款 保健事業費、1 項、1 目 健康診査費 1 億 3,919 万 1 千円は、市町村に委託して行う健康診査の実施に要する経費と、高知県歯科医師会に委託して行う歯科健診の実施に要する経費等を計上しています。健康診査につきましては、被保険者の健康状態を把握し、疾病の予防や重症化を防ぐため重要であり、受診券の事前発送の対象者を拡大するなどして、受診率向上に取り組んでいます。歯科健診につきましては、咀嚼・嚥下機能など高齢者の特性に着目した歯科健診を行うことで、誤えん性肺炎等につながる口腔機能低下の予防を図るものです。歯科健診の自己負担は無料としています。

2 目 健康増進事業費 3,606 万 5 千円は、市町村が行う健康教室や、人間ドック、はり、

きゅう、マッサージ施術への助成など、被保険者の健康増進に関する事業に対する長寿・健康増進事業費補助金として2,500万円の計上と、高齢者の低栄養防止、重症化予防の事業に対する後期高齢者医療制度事業費補助金として1,106万5千円を計上し、各市町村で実施する被保険者の健康づくり事業を進めていくこととしています。

74ページをお願いします。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等として2,619万円を計上しています。

次に歳入について、主なものをご説明いたします。ページを戻っていただいて57ページをお願いします。

1款 市町村支出金のうち、1項、1目の事務費負担金 3億5,584万8千円は、特別会計で支出している人件費などの事務費を賄うための、市町村からの負担金です。

2目 保険料負担金 116億224万4千円のうち、保険料負担金 84億6,186万8千円は、市町村が徴収しました保険料を、広域連合へ納付するものです。基盤安定負担金の31億4,037万6千円は、所得の少ない方の保険料の軽減分として、市町村が県負担金と合わせて広域連合へ納付するものです。

3目 療養給付費負担金は、自己負担割合が1割負担の方の保険給付費について、市町村が負担する12分の1の、115億42万1千円を計上しています。

58ページをお願いします。

2款 国庫支出金、1項 国庫負担金のうち、1目 療養給付費負担金は、給付費に対し国が負担する12分の3の345億126万3千円を計上しています。

2目 高額医療費負担金は、レセプト1件あたり80万円を超える医療費について、その4分の1ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分としまして、5億9,545万9千円を計上しています。

次に、2項 国庫補助金、1目 調整交付金のうち、広域連合間の所得格差による保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、129億125万9千円計上しています。また、特別調整交付金につきましては、主に結核・精神関係の給付費が、保険給付費に占める比率が高い場合などに交付されることとなっており、10億6,423万円を計上しています。

5目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金4億7,484万円は、保険料軽減対策の財源として国から交付されるものです。

59ページをお願いします。

3款 県支出金、1項 県負担金、1目 療養給付費負担金は、給付費の12分の1の115億42万1千円を、また、2目 高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の5億9,545万9千円を計上しています。

60ページをお願いします。

4款、1項、支払基金交付金の、1目 後期高齢者交付金の569億2,318万5千円は、国保などの医療保険者が拠出した支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付を受けるものです。

61ページをお願いします。

5款 特別高額医療費共同事業交付金の4,982万8千円は、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものです。

62ページをお願いします。

6款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 事業運営基金繰入金の5億8,346万4千円につきましては、歳入不足をおぎなうため、基金から繰り入れるものです。

64ページをお願いします。

8款 諸収入、3項 雑入、1目 第三者納付金の2億1,163万1千円は、交通事故など第三者行為による怪我の治療などに要した医療費について、損害賠償請求することによる納付金を計上しています。

「平成31年度後期高齢者医療特別会計予算」についての説明は、以上です。

---

### ◎第7号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第7号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第7号議案「平成31年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

○議長（高木妙君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

---

## ◎広域連合長の閉会挨拶

(岡崎広域連合長挙手)

○議長（高木妙君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところを、お集まりいただき、ご審議を賜りまして、それぞれご決定いただきありがとうございますございました。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進展により、被保険者数及び医療費ともに年々増加傾向にあります。このため、引き続き医療費適正化に取り組むとともに、国が推進している「高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施」など、関係市町村との連携を密にしながら、新たな事業にも取り組んでいくことが重要となっています。

高齢者の皆様ができる限り健康で過ごされ、引き続き適切な医療が受けられるとともに、安心して生活ができるよう、適切な制度の運営を行ってまいりますので、今後とも議員の皆様方のご支援をお願い申し上げます。

また、この場をお借りしまして、当広域連合の議員として、さまざまなお指導をいただきました、橋本保様には心から感謝を申し上げます。

寒さもゆるんでまいりましたが、季節の変わり目でございますので、議員皆様におかれましては、ご健康にご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（高木妙君） これをもちまして、平成31年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第29回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後2時55分 閉会

# 資 料



高知県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 高木 妙 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成31年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第29回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について                   |
| 第 2 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第 3 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案        |
| 第 4 号議案 | 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算                   |
| 第 5 号議案 | 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算            |
| 第 6 号議案 | 平成31年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                     |
| 第 7 号議案 | 平成31年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算              |

平成 31 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会  
第 29 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	同 意
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 4 号議案	平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 5 号議案	平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第 6 号議案	平成 31 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第 7 号議案	平成 31 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定  
により署名する。

議 長

議 員

議 員